

○富山市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則

平成28年3月31日

富山市規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成28年富山市条例第37号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(建築物の用途の範囲)

第2条 条例第4条第2項の規定により規則で定める建築物の用途の範囲は、次の各号に掲げる建築物の用途に応じ、当該各号に定める用途の範囲とする。

- (1) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項第7号又は第8号に規定する営業を行うための施設
- (2) 小売店舗・コンビニエンスストア 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する小売業その他これに類する営業を行うための施設
- (3) 飲食店・カラオケボックス 飲食店、カラオケボックス、料理店その他これらに類する施設
- (4) レンタルビデオ店 映画、音楽その他これらに類するものを記録したビデオテープその他の記録媒体を貸し付け、店舗外に持ち出させる営業を行うための施設
- (5) スポーツ施設 体育館、陸上競技場、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設
- (6) 官公署 警察署、税務署、地方公共団体の庁舎、図書館、美術館、博物館、集会場その他これらに類する施設
- (7) 銀行 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する金庫の事業又は銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第2項

- に規定する銀行業を行うための施設であつて店舗部分を有するもの
- (8) 郵便局 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務（簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設
 - (9) 学校施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設、学習塾その他これらに類する施設
 - (10) 映画館・劇場 映画館、劇場、演芸場、観覧場、公会堂その他これらに類する施設
 - (11) 病院・診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、整体施設その他これらに類する施設
 - (12) 共同住宅等建築物 共同住宅、長屋その他これらに類する施設
 - (13) 事務所 事務室その他これに類する施設
- （自転車駐車場の設置等の届出）

第3条 条例第8条の規定による届出は、自転車駐車場設置（変更）届（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書及び添付書類の提出部数は、2通とする。

3 前2項の規定は、既に届け出た事項を変更しようとする場合について準用する。

（立入検査証）

第4条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、立入検査証（様式第2号）とする。

（措置命令）

第5条 条例第12条の規定による措置の命令は、措置命令書（様式第3号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	書類	記載事項
自転車 駐車場	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び位置並びに建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに自転車駐車場内外の通路及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各階の用途

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）富山市長

自転車駐車場設置者

住 所

氏 名

印

自転車駐車場設置（変更）届

次のとおり自転車駐車場を設置(変更)したいので、富山市自転車駐車場の附置等に関する条例第8条の規定により届け出ます。

記

1 建	所在地					
	権利関係					
	使用承諾者 住所・氏名	印				
	設計者住所氏名					
	施工者住所氏名					
	敷地面積	商業地域内	m ²	商業地域外	m ²	
	設置（変更）の理由	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築				
	主要用途			階数		
	築	敷地面積	届出部分	届出外の部分	合計	
			m ²	m ²	m ²	
建築面積		m ²	m ²	m ²		
延べ面積		m ²	m ²	m ²		
物	条例別表に定める 用途の面積	m ²	m ²	m ²		
	2 設置場所					
自 転 車 駐 車 場	権利関係					
	使用承諾者 住所・氏名	印				
	収容能力及び規模	区 分	収容台数	駐車部分面積	駐車の用に供する部分の面積	駐車場面積
		建築物内	台	m ²	m ²	m ²
		建築物外	台	m ²	m ²	m ²
構造等	平置き_____台 特殊装置_____台 合計_____台					
3 そ の 他	確認申請受付	年	月	日	第 号	工事予定期間
	附置義務必要台数	_____ 台				年 月 日から 年 月 日まで
備考						

（注）設置者が法人であるときは、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

第 号

立 入 検 査 証

所属

職名

氏名

年 月 日生

上記の者は、富山市自転車駐車場の附置等に関する条例第11条に規定する職員であることを証明する。

年 月 日

富山市長

印

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

富山市長

印

措置命令書

- 1 建築物の所在地
- 2 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、富山市自転車駐車場の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第12条の規定により次のとおり命令する。

記

- 1 措 置
- 2 理 由

（注）この命令に従わなかった場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。